

昭和十八年六月十八日

昭和十三年正月二日

即前業員代表員代表

第廿六八三號

法人 協同會福岡出張所

即前業員代表員代表

明治礦業所従業員労働争議状況

本争議は従業員中の全九州聯合會所屬日本石炭坑夫組合員二名が組合と連絡を取り賃金値上其他待遇改善の要求をなしたるに端を發し會社側の誠意ある回答に満足せず一部採炭夫を煽動して罷業手段に訴へ飽迄自己の主張を固持せんとしたのであるが所轄署の警告並に會社側、労働組合側の諭示説得により漸く解決したのである。

本争議に於ける特異性は全九州聯合日本石炭坑夫組合の態度であつた即ち争議發生以來積極的な指導援助を差控へて居たが従業員の行動漸時尖鋭化し遂に罷業手段に出たる爲組合幹部は産業報國の指導精神に基き早急解決せしむ可く裏面より自重を促し進んで和解に應ぜしめたのであるこの組合の態度は會社側にも頗る好感を與へ覺書交換の際には會社側より組合代表の介在調印方を希望